

令和5年度 保育料について

(1) 保育料の金額

保育料は、児童の保護者（父母など）の市町村民税所得割合算額（※）により決定されます。ただし、父母の市町村民税所得割合算額がともに非課税の場合は、同一住所に居住する（曾）祖父母等（同一住所に居住していれば、住民基本台帳上で別世帯であっても算定対象）の税額により決定されます。

※令和5年4月～8月分の保育料は令和4年度の市町村民税所得割合算額、令和5年9月～翌3月分の保育料は令和5年度の市町村民税所得割合算額により決定されます。

※法令により、保育料の金額の算定に用いる市町村民税所得割合算額は、調整控除を適用し、その他の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等（ふるさと納税によるものを含む））を適用しない額となります。

成田市の保育料の金額表（月額）					
		0歳児～2歳児		3歳児～5歳児	
階層区分	保護者の市町村民税所得割合算額	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円 (ただし、副食費は実費徴収) ※税額やきょうだいの数等によっては、副食費が免除になる場合があります。対象者には、「副食費の徴収免除のお知らせ」が送付されます。	
第2	非課税世帯	0円	0円		
第3	1円～48,599円	13,650円 (6,820円)	13,510円 (6,750円)		
	うち、ひとり親世帯等の認定世帯	6,300円 (0円)	6,300円 (0円)		
第4	48,600円～96,999円	21,000円 (10,500円)	20,720円 (10,360円)		
	うち、ひとり親世帯等の認定世帯で市町村民税所得割合算額77,101円未満	6,300円 (0円)	6,300円 (0円)		
第5	97,000円～168,999円	31,150円 (15,570円)	30,730円 (15,360円)		
第6	169,000円～300,999円	42,700円 (21,350円)	42,070円 (21,030円)		
第7	301,000円～396,999円	56,000円 (28,000円)	55,160円 (27,580円)		
第8	397,000円～	68,000円 (34,000円)	66,860円 (33,430円)		

① ひとり親世帯等の認定世帯について

次のいずれかに該当する世帯で、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合は、保育料が軽減されます。

○ひとり親世帯であること

→離婚し（離婚調停中を含む）、別居していること。ただし、事実婚状態の場合は、「母子家庭等の認定世帯」とはなりません。

○在宅障がい児（者）のいる世帯であること

→身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人、特別児童扶養手当の支給対象者、障害基礎年金等の受給者が同一世帯にいること。

②きょうだいがいる場合について

- 保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円 以上の場合
同一世帯に 2 名以上の小学校就学前のきょうだいがおり、保育所等（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部などを含む）に在園している（同じ園でなくても可）場合、第 1 子の保育料の金額は基準額、第 2 子は半額（保育料の金額表の（ ）内の額）、第 3 子以降は無料となります。
- 保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円 未満の場合
年齢に関わらず、生計を一にしているきょうだいのうち最も年長の子どもから順に数えて、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。
- ひとり親世帯に該当し、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の場合
年齢に関わらず、生計を一にしているきょうだいのうち最も年長の子どもから順に数えて、第 2 子以降は無料となります。

保護者の市町村民税所得割合算額		きょうだいの数え方 (第 1 子・第 2 子・第 3 子の判定)
右記に該当しない世帯	ひとり親世帯等の認定世帯	
生活保護世帯	生活保護世帯	生計を一にしているきょうだいについて、子どもの年齢に関わらず、最も年長の子どもから順に数えます。
非課税世帯	非課税世帯	
1 円 ~ 57,699 円	1 円 ~ 77,100 円	
57,700 円 ~	77,101 円 ~	生計を一にしているきょうだいのうち、0~5 歳児について、保育所等（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部なども含む）に在園している子どもを上から順に数えます（同じ園でなくても可）。

③年度途中の保育料変更について

- 税書類の提出がない場合や未申告の場合は、第 8 階層(68,000 円または 66,860 円、第 2 子は 34,000 円または 33,430 円)に決定されます。税書類が提出された後に再算定しますので、速やかに保育課にお知らせください。
- 市町村民税所得割合算額の変更、児童扶養手当受給の有無の変更、世帯の変更等があった場合は、保育料が変更となることがありますので、至急、保育課にお知らせください。
- 保育料の変更は、原則、保育課に変更事由の届出があった日の翌月から行われます。ただし、変更事由の届出が遅れた場合には、年度内に限り、その事由の発生した日の翌月にさかのぼって変更されます。

(2) 保育料の減額・免除

次の場合は、保育料等が減額や免除になる場合があります。それぞれ必要な書類がありますので、保育課へお問い合わせください。

- 火災、地震、風災害、その他の災害により、住宅、家財、その他財産に著しい損害を受けたとき。
- 干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作・不漁、その他理由で収入が著しく減少したとき。
- 事業等の休廃止、失業等(自己都合は除く)により、収入が著しく減少したとき。
- 心身に重大な障がいを受けた、または長期入院したため、収入が著しく減少したとき。
- 入園児童の傷病等により、連続して 15 日以上通園が不可能であると認められるとき。